構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳥取県及び島根県

2 構造改革特別区域の名称

山陰地域限定特例通訳案内士養成特区

3 構造改革特別区域の範囲

鳥取県及び島根県の全域

4 構造改革特別区域の特性

鳥取県の県土は約3,500km²で、東西約126km、南北62km であり、島根県の県土は約6,700km²で、東西約240km と東西に長い地形が特徴的である。

両県は北に日本海、南に中国山地を擁し、海と山の優れた自然環境が残っている。鳥取砂丘、大山、さらに世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパーク、隠岐ジオパークなどは自然を生かした代表的な観光地であり、また、三朝温泉や玉造温泉などの温泉地にも恵まれている。さらには、国宝である三佛寺投入堂、出雲大社、神魂神社、松江城をはじめ、世界遺産の石見銀山、日本遺産に認定された三徳山、三朝温泉、津和野などの歴史的、文化的景勝地も数多く存在するという特性を持つ。

外国人観光客も年々増加しており、米子ソウル便、環日本海定期貨客船はいずれも山 陰唯一の国際定期航路として、観光・ビジネス・国際交流など幅広い分野で地域・県民 に大きな便益や経済効果をもたらしている。

外国人の入り口になっている米子鬼太郎空港、境港は鳥取県と島根県の県境に位置しており、訪れる外国人旅行者は両県をまたいで広域周遊するケースがよく見られる。

5 構造改革特別区域計画の意義

鳥取県及び島根県のインバウンド(訪日外国人旅行者受入れ)の特徴としては、「米子ソウル便」、「環日本海定期貨客船」といった山陰唯一の国際定期路線が運行していることもあり、韓国の比率が高いことが挙げられる。また、近年では、定期路線のほかに、大型クルーズ客船の寄港、連続チャーター便の就航などが相次いでおり、東アジア市場(中国・香港・台湾)の重要性が高まってきているところである。

一方で、両県の通訳案内士の数は不足しており、最大の市場である韓国、台湾、重点 市場である中国、香港への対応が十分にできていない状況である。

さらに、観光客の FIT 化、旅行ニーズの多様化が進んでおり、鳥取県及び島根県の観

光等に関する詳細かつ新鮮な情報を提供する必要性が高まっているが、通訳案内士の不足から、他県に登録された通訳案内士に頼らざるを得ない状況であり、そのニーズに応えられていない。

当該特区を活用し、鳥取県及び島根県の観光情報等の研修など、地元人材の活用により、外国人旅行者の求める詳細な情報を提供する通訳案内士を養成できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当該特区により、通訳案内士の認定要件を緩和することで、通訳案内士の不足を解消するとともに、鳥取県及び島根県ならではの研修を実施することで、広域周遊観光に対応できるのみならず、増加するFIT、ニーズの多様化にも対応できる通訳案内士を養成し、鳥取県及び島根県ならではの楽しみ方を伝達するなど、外国人が安心して、当地を楽しめるよう、満足度の向上を図る。

現状、大型クルーズ客船の寄港時、チャーター便の就航時など地元のボランティアガイドを活用しているところであるが、限定的な場ではなく、地域限定特例通訳案内士として幅広く活動できるよう推進していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造化企画特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この特別区域においては、通訳案内士が充実することでより一層の外国人旅行者の増加、それに伴う宿泊者の増加など地域の活性化を促進することが期待できる。

また、地域で活動しているボランティアガイドの報酬の受取を可能にし、在住外国人など通訳案内の裾野が広がることが期待できる。

8 特定事業の名称

1229 地域限定特例通訳案内士育成等事業

1 特定事業の名称

1229 地域限定特例通訳案内士育成等事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、鳥取県・島根県が合同で実施する研修を修了し、鳥取 県知事の登録を受け、地域限定特例通訳案内士として活動しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定の日から

4 特定事業の内容

①事業概要

鳥取県・島根県が合同で行う特区内の特性に応じた英語、中国語、韓国語の通訳案内に関する研修を修了し、鳥取県知事の登録を受けた地域限定特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る。

②事業に関する主体

鳥取県及び島根県

③事業が行われる区域

鳥取県及び島根県全域

④事業の実施期間

平成27年度から平成31年度

なお、鳥取県・島根県の本事業の活用状況を踏まえ、当事業実施中に継続等の実施期間についての再検討を行う。

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

当該特区内において、地域限定特例通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能になる。

⑥その他

構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第19条の2第8項、第9項及び第10項の規定により準用する通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第3章、第4章及び第35条の一の

地方公共団体については鳥取県とする。

5 当該規制の特例措置の内容

①特例措置の必要性について

鳥取県及び島根県のインバウンド(訪日外国人旅行者受入れ)の特徴としては、「米子ソウル便」、「環日本海定期貨客船」といった山陰唯一の国際定期路線が運行していることもあり、韓国の比率が高いこと(全国 10.3%に対し、鳥取県及び島根県は 33.6%)が挙げられる。<表1>

<表1:訪日外国人客数の分析>

	全	玉	鳥取	·島根
合計	42,072,820	100.0%	71,740	100.0%
韓国	4,338,950	10.3%	24,080	33.6%
中国	7,796,250	18.5%	5,020	7.0%
香港	3,182,310	7.6%	5,690	7.9%
台湾	7,937,310	18.9%	15,980	22.3%
アメリカ	3,190,380	7.6%	5,940	8.3%
カナダ	417,200	1.0%	340	0.5%
イギリス	741,740	1.8%	480	0.7%
ドイツ	550,140	1.3%	960	1.3%
フランス	686,340	1.6%	750	1.0%
ロシア	243,580	0.6%	1,070	1.5%
シンガポール	1,105,610	2.6%	600	0.8%
タイ	2,004,220	4.8%	2,110	2.9%
マレーシア	737,230	1.8%	220	0.3%
インド	249,060	0.6%	480	0.7%
オーストラリア	1,222,500	2.9%	950	1.3%
インドネシア	545,570	1.3%	120	0.2%
ベトナム	224,580	0.5%	190	0.3%
フィリピン	382,280	0.9%	150	0.2%
その他	4,669,540	11.1%	5,090	7.1%

※観光庁 宿泊旅行統計調査 (平成26年·年間値 (確定値))

また、近年では、定期路線のほかに、大型クルーズ客船の寄港、連続チャーター便の

就航などが相次いでおり、東アジア市場(中国・香港・台湾)の重要性が高まってきているところである。

東アジア市場は今後一層の伸びが期待される市場であり、FIT化が著しい香港、台湾、重点市場として捉えている中国といった中国語圏の誘客を特に推進しているところである。

一方で、通訳案内士の数は、平成26年4月1日現在で鳥取県17名、島根県35名である。<表2>

韓国語は5名(鳥取県3名、島根県2名)、中国語は8名(鳥取県2名、島根県6名) と通訳案内士が不足しており、最大の市場である韓国、台湾、重点市場である中国、香港への対応が十分にできていない状況である。<表3>

さらに、観光客の FIT 化、旅行ニーズの多様化が進むなか、鳥取県及び島根県の魅力を伝えるための詳細かつ新鮮な情報を提供する必要性が高まっているが、通訳案内士の不足から、他県に登録された通訳案内士に頼らざるを得ない状況であり、外国人旅行者が求める詳細な情報を提供するといった対応ができていない。

<表2 通訳案内士登録者数(平成26年4月1日時点)>

	英語	中国語	韓国語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	イタリア語	ポルトガル	ロシア語	タイ語	合計
鳥取県	8	2	3	1	1	1	0	0	1	0	17
島根県	24	6	2	1	1	1	0	0	0	0	35
全国	11,865	2,202	964	811	744	538	190	109	289	24	17,736

<表3 通訳案内士一人あたりの外国人数>

		全国				鳥取		島根									
言語 国•地均	国∙地域	年間宿泊者 数(A)	通訳案内士	通訳案内士 一人あたり の外国人数 (A/B)		通訳案内士		年間宿泊者 数(A)	通訳案内士	通訳案内士 一人あたり の外国人数 (A/B)							
	中国	7,796,250	2,202		3,140			1,880									
中国語	香港	3,182,310		2,202	8.590	3,660	2	8.685	2,030	6	1 550						
中国語	台湾	7,937,310					2,202	2,202	2,202	2,202	2,202	2,202	8,590	10,570		0,000	5,410
	計	18,915,870				17,370	,		9,320								
韓国語	韓国	4,338,950	964	4,501	20,620	3	6,873	3,460	2	1,730							

②地域限定特例通訳案内士の養成研修について

鳥取県及び島根県における地域限定特例通訳案内士については、広域周遊観光にも対応できる人材の育成を目的とする。

当該特区内の特性に応じた、鳥取県及び島根県が行う英語・中国語・韓国語の通訳案 内に関する研修を受講させることとする。

なお、研修の受講にあたっては以下の語学力を目安とし、事前に面接による試験を実

施するものとする。

言語	条件
英語	TOEIC 7 3 0 点相当以上
	英検準1級相当以上
中国語	中国語検定2級相当以上
	HSK試験5級相当以上
韓国語	ハングル能力検定2級相当以上
	韓国語能力検定5級相当以上

ただし、母国語が英語、韓国語、中国語の方については日本語能力検定N 2 級相当以上を語学力の目安とする

また、研修内容は以下のとおりとする。

研修科目	研修内容	受講時間	想定する講師	外国語 授業
オリエンテーシ	・研修の概要説明	2時間		
ョン	・通訳案内士と地域限定特例通訳			
	案内士の違い			
	・鳥取、島根両県の観光施策			
コミュニケーシ	・外国人旅行者に対するマナー	1 2 時間	外国人宿泊者の多	
ョン・ホスピタ	・接遇、おもてなし精神の涵養		い宿泊施設関係	
リティ			者、航空関係者、	
			ホスピタリティ講	
			師	
語学研修・ガイド	・各言語での観光案内、相談等を円	10時間	ネイティブ講師あ	
スキル	滑に案内できる知識		るいは語学教室講	\circ
			師(各言語)	
旅程管理	・旅行者の移動の円滑化に関する	6 時間	観光庁長官の認定	
	知識		を受けた機関	
	・安全対策、事故発生時の対処			
鳥取県及び島根	・鳥取、島根両県の地理、歴史、	2 4 時間	県の指定する講師	
県の観光等	文化や観光名所、特産品、伝統			
	行事等に関する知識			
救急救命	・心肺蘇生法、AED トレーナー	3 時間	日本赤十字社、消	
	実技		防局、市町村等	
実務研修	模擬バスツアー等でのスキルア	18時間	鳥取県及び島根県	
	ップ(実地研修)		のガイド等+語学	0
			講師 (各言語)	
合	計	7 5 時間		

○オリエンテーション (研修時間:2時間)

研修の開催にあたっての説明及び地域限定特例通訳案内士と通訳案内士の違いについて説明を行う。

- ○コミュニケーション・ホスピタリティ(研修時間:12時間) 外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識、おもてなしの精神について学ばせるものとする。
- ○語学研修・ガイドスキル(研修時間:10時間)

各言語を用いて、旅行者とのコミュニケーションを円滑に図ることができ、観光案内 業務、情報提供、旅行相談等の対応ができるレベルの語学研修を行う。 母語が英語、中国語あるいは韓国語である者については語学研修を免除できるものと する。

○旅程管理(研修時間:6時間)

観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内旅程管理研修について受講させる。旅行者の移動の円滑化に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等を学ばせるものとする。

○鳥取県及び島根県の観光等(研修時間:24時間)

鳥取県及び島根県の文化、観光情報、地理、歴史、特産品、伝統行事等について学ばせるものとする。

○救急救命(研修時間:3時間)

日本赤十字社、消防局、市町村等が実施する「基礎講習」や「普通救命講習」を受講させることで、AEDの取扱いや応急(救命)手当ての知識、技術を習得させるものとする。

○実務研修(研修時間:18時間)

模擬ツアー等でのガイドスキル向上研修を行う。

効果測定方法については以下のとおりとする。

上記のとおり、鳥取県及び島根県が指定する研修を全て受講したものは、登録にあたり口述試験を受けることとする。この口述試験は1人あたり15分程度の面接とし、研修の理解度を測るほか、英語・中国語・韓国語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力、ガイド能力についても審査の対象とする。

○地域限定特例通訳案内士制度の策定・研修実施に係るスケジュール

			平	成27年度				平成28年度		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計画申請	•									
計画認定			•							
制度周知										
地域限定特例通訳案内士にか										,
かる要領等作成										
研修実施の周知				$\hat{\mathbb{1}}$						
研修<県が指定する研修>				·				$\hat{\uparrow}$		
救急救命講習<※個別で受講>								Î		
口述試験								•		
合格発表								•		
地域限定特例通訳案内士登録										

③実施体制について

事業の実施主体である鳥取県及び島根県が提示する地域限定特例通訳案内士養成研修 について実施可能な事業者等に委託を行い、研修運営・実施を行う。

④顧客の求める日時に応じて地域限定特例通訳案内士を常時手配できる方法

登録を受けた地域限定通訳案内士について、ホームページでの連絡先公開、旅行会社 の照会に応じた名簿の提供等により常時閲覧できるようにする。

⑤地域限定特例通訳案内士の PR について

鳥取県及び島根県のホームページにおいて、地域限定特例通訳案内士制度について周知する。

併せて旅行代理店やメディアに対し、地域限定特例通訳案内士についてリーフレット により情報提供を行う等により、活用を促進することとする。

⑥通訳案内士制度と地域限定特例通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る 方法

地域限定特例通訳案内士養成研修の受講生に対しては、研修時のオリエンテーションにおいて、通訳案内士と異なる点について説明を行う。

また、旅行会社等に対しても現行の通訳案内士とは異なる制度であることについて、ホームページや説明会等を活用し周知を行う。

⑦研修を修了し登録を受けた者が、将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

質の向上を目的に、通訳案内士団体が実施している説明会・研修会を案内し、積極的に参加を促す等、鳥取県及び島根県のガイドレベルの底上げとともに、将来的には、通訳案内士(国家資格)人材へとつなげることとする。